

研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画

2015年9月

常磐大学大学院・常磐大学・常磐短期大学
不正防止計画・推進委員会

目 次

I. はじめに	1
II. 研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針	1
III. 研究活動に係る不正行為防止における重点課題	2
IV. 研究活動に係る不正行為防止の責任体制	3
V. 研究活動に係る不正行為防止計画 (不正行為防止における重点課題に係る具体的施策)	5

[付録]

図1 不正行為防止に関する学内の責任体系・推進体制図

図2 不正行為発生後の対応フローチャート

[参考資料]

「学校法人常磐大学における研究者行動規範」

「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止
および不正行為への対応に関する規程」

『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』

独立行政法人 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会

「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコン
プライアンス教育用コンテンツ」

文部科学省（You Tube MEXT ch） http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

「CITI Japan e-ラーニングプログラム」

JUSMEC, NPO 法人日米医学教育コンソーシアム <https://edu.citiprogram.jp/>

I. はじめに

1. 「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」策定の目的

常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）では、本学における適切な研究活動を推進し、社会の発展および学術の進展に資することを目的として、2015年7月に「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」（以下「規程」という。）を制定した。

このたび、規程の定めるところにより、本学における研究活動および公的研究費に係る不正行為を防止することを目的として、とりわけ研究費の不正使用および研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）（以下「不正行為」という。）を発生させる要因に対して本学が優先的に取り組むべき事項を明らかにするため、「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2. 計画期間

本計画に示された施策については、一定の期間で区切ることにより、施策の実施状況を含め、本学における研究活動を取り巻く環境の変化等を踏まえた適切な見直しを担保する必要があることから、計画期間を2015年度秋 semester の開始時から2017年度末までとする。

ただし、本計画の実施状況および改善状況、ならびに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正））（以下「研究費ガイドライン」という。）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）（以下「研究活動ガイドライン」という。）、および関係法令等の改正、ならびに文部科学省および研究費配分機関からの情報等を総合的に勘案し、本計画の改訂が必要となる場合は、計画期間中であっても、所要の改訂を行うことができることとする。

II. 研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針

不正行為を発生させる要因に対して本学が優先的に取り組むべき事項を明らかにし、本学における研究活動および公的研究費に係る不正行為を防止するという目的を達成するため、以下の3つの基本方針を設定する。

〔3つの基本方針〕

(1) 適切な研究活動を推進するための環境を醸成する

規程第1条は、「本学における適切な研究活動を推進し、社会の発展および学術の進展

に資することを目的とする。」と規定している。適切な研究活動を推進するためには、不正行為を発生させない環境を醸成し、その維持に努めなければならない。

(2) 構成員の自覚と理解を促す

規程第5条は、「学校法人常磐大学における研究者行動規範（以下「規範」という。）およびこの規程を策定・周知するとともに、構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。」と規定している。全ての構成員は、一人の不正行為が、研究グループのみならず本学全体の研究教育活動の停滞を招くという自覚を持たなければならない。

(3) 不正行為には適切かつ厳正に対処する

規程第11条は、「最高管理責任者は、不正防止および不正行為への対応にかかる責任体制を、学内外へ広く周知しなければならない。」と規定している。万が一不正行為が発生した場合には、社会に対し説明責任を果たせる体制を整備するとともに、不正行為には断固たる姿勢で臨むことを周知・徹底しなければならない。

Ⅲ. 研究活動に係る不正行為防止における重点課題

先に述べた基本方針を踏まえ具体的な施策を策定するにあたり、本学における不正行為防止のための取組状況等を勘案し、以下の3つの重点課題を設定する。これらの課題は、構成員がそれぞれに対応するだけでなく、全ての構成員が共通の認識の下で積極的に取り組む必要がある。個々の施策の実施にあたっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、課題ごとに総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要があり、それによって、一層効果的な取組みが可能となるものである。

〔3つの重点課題〕

(1) 適切な研究活動を推進するための取組み

全ての研究者は、社会における研究行為の責務を十分に認識したうえで、責任ある研究活動を遂行しなければならない。また、各研究者の研究活動が適切に行われるよう、不正行為を防止するために必要な体制を整備し、不正行為を発生させない環境を醸成するとともに、それらを維持するための取組みを行わなければならない。

(2) コンプライアンス教育および研究倫理教育を推進するための取組み

本学における研究倫理教育は、とりわけ倫理観の醸成、研究手法の習熟等に関して、その多くを各研究者による実践的な取組みに委ねてきた。しかし近年、急速な学術の進展に伴い研究活動を取り巻く環境が大きく変化していること等を踏まえ、本学においても、速

やかに、組織的なコンプライアンス教育および研究倫理教育を推進するための取組みを行わなければならない。

(3) 不正行為発生時の対応および対応に係る体制整備のための取組み

適切な研究活動を推進するためには、故意による不正行為は勿論のこと、誤認や過失による不正行為についても確実に防止されなければならない。社会における研究行為の責務の重大性を踏まえれば、「知らなかった」、「大丈夫だと思った」等の説明が受容されることはない。ゆえに、万が一不正行為が発生した場合には、断固たる姿勢で臨み、社会に対し説明責任を果たし得る体制を整備するための取組みを行わなければならない。

IV. 研究活動に係る不正行為防止の責任体制

(1) 最高管理責任者

本学における研究費の適正な運営・管理および適切な研究活動の遂行に最終責任を負う者である。規程第5条の定めにより、学長（大学院および大学に係るものについては常磐大学学長を、短期大学に係るものについては常磐短期大学学長）がその責を担う。

[役割] 規範および規程を策定・周知するとともに、構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が着実に研究費を運営・管理し、コンプライアンス教育および研究倫理教育（以下「コンプライアンス等教育」という）を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。また、実効性のある対策とするため、常に実施状況を把握し、必要に応じて規程を見直す、不正防止計画の改訂を指示する、などの措置を行う。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、大学院または大学もしくは短期大学において研究費の適正な運営・管理および適切な研究活動を推進するための体制や取組みを統括する者である。規程第6条の定めにより、副学長（大学院および大学にあつては学長が指名する副学長）がその責を担う。

[役割] 不正防止対策の組織横断的な体制を統括するとともに、具体的な対策を策定・実施する。また、常にその実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

各部局において研究費の適正な運営・管理および適切な研究活動を推進するための取組みを実施する者である。規程第7条の定めにより、研究科長、学部長、センター長、所長、館長、短期大学の学科長、および事務組織については事務局長がその責を担う。

[役割] 統括管理責任者の指示の下、次の①～③を行う。

- ① 当該部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その内容を統括管理責任者に報告する。
- ② 当該部局において研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス等教育を実施し、受講状況および理解度を把握する。
- ③ 当該部局において研究費が適正に執行されているか等について管理監督を行い、必要に応じて改善を指導する。

(4) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者を補佐し、当該部局またはコンプライアンス推進責任者の指示等により定められた組織（以下「当該部局等」という。）において、実際に指導や管理監督を行う者である。規程第8条の定めにより、大学の学科長、事務組織の室長または統括、その他の部局についてはコンプライアンス推進責任者が指名した者がその責を担う。

[役割] コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の①～③を行う。

- ① 当該部局等において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その内容をコンプライアンス推進責任者に報告する。
- ② 当該部局等において研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス等教育を実施し、受講状況および理解度を把握するとともに、その内容をコンプライアンス推進責任者に報告する。
- ③ 当該部局等において研究費が適正に執行されているか等について管理監督を行い、必要に応じて改善を指導するとともに、その内容をコンプライアンス推進責任者に報告する。

(5) 不正防止計画・推進委員会（以下「委員会」という。）

最高管理責任者の下で、本学における不正防止対策を審議する委員会である。規程第9条の定めにより、委員会は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、学事センター統括、その他最高管理責任者が必要と認めた者で構成され、統括管理責任者が委員長となる（付録【図1 不正防止に関する学内の責任体系・推進体制図】参照）。

(6) 不正防止計画・推進部署

委員会の決定に従い、研究不正対策を推進するための事務処理を行う部署である。規程第10条の定めにより、最高管理責任者の下、学事センターがその責を担う（同上【図1 不正防止に関する学内の責任体系・推進体制図】参照）。

V. 研究活動に係る不正行為防止計画（不正行為防止における重点課題に係る具体的施策）

不正行為を発生させる要因に対し、本学が優先的に取り組むべき事項として次の3つの取組みを設定する。

第1 適切な研究活動を推進するための取組み

[今後講じてゆく施策]

1. 責任体系の明確化

考えられる不正行為の発生要因	不正行為防止計画
(1) 責任体系やそれぞれの役割・権限が理解されていない。また、時間が経過することにより、責任意識が低下する。	① 教学会議等において随時、各部局のコンプライアンス推進責任者に対し責任体系やその役割について説明し、意識の定着・向上を図る。また、異動に際しては、引継ぎ等を確実にし、責任意識低下の防止に努める。

2. 公的研究費の適正な運営・管理活動

考えられる不正行為の発生要因	不正行為防止計画
(1) 予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<p>①推進部署は、研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行い、必要に応じて研究者に改善を求める。</p> <p>②推進部署は、特に執行率の低い研究者に対する面接や聞き取り調査を行い、必要に応じて研究費の繰り越し、返還等の助言を行う。</p>
(2) 取引業者が構成員と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する可能性がある。	<p>①特定の業者と不正な取引が行われないように、取引業者に対し不正行為に協力しない旨の誓約書の提出を求め、必要に応じて債務内容や取引状況の確認を行う。</p> <p>②不正な取引に関与した業者には、厳正に対応することで、他の業者に対しても注意喚起を促す。</p> <p>③構成員から不正行為への関与を求められた場合には、直ちに本学の通報窓口へ通報することを要請する。</p>
(3) 出張事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	<p>①公的研究費を使用した出張については、出張報告書および領収書等の出張の事実を証明する書類の二重確認を確実にし、なお一層の充実、徹底を図る。</p> <p>②出張報告書には必ず用務先の記載を求め、事後の追跡や確認ができるようにする。</p> <p>③必要に応じて、関係者または旅行代理店等に旅費に関する問合せ・確認を行う。</p>
(4) 研究者発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	<p>①研究者が公的研究費を使用し発注する全ての物品購入について、事務部門による検収を確実にし、なお一層の充実、徹底を図る。</p>
(5) 研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	<p>①事務部門による検収の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的等の確認を行うとともに、通報窓口へ状況を報告する。</p>
(6) 雇用契約者等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金を防止できない。	<p>①コンプライアンス推進責任者は、勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に確認する。</p>

3. 不正行為防止計画の点検・評価、継続的な監視体制の充実

考えられる不正行為の発生要因	不正行為防止計画
(1) 不正防止計画を策定・実行したにもかかわらず、不正事案が発生する。	① 本調査の結果明らかになった不正行為の具体的な発生要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に反映する。
(2) 不正防止を推進する体制の検証および不正発生要因に着目した継続的な監視を行い、不正発生の要因を除去する必要がある。	<p>① 不正行為の要因を除去するために研究者と担当事務職員に対する面談や聞き取り調査または意見交換を行い、不正行為の要因となる相互の乖離を把握し、使用ルールを見直す体制を構築する。</p> <p>② 内部監査の実施にあたっては、会計書類の形式の確認や使用ルールとの照合を行い、取引業者には面談や聞き取り調査のほか必要に応じて帳簿確認等を実施する。</p> <p>③ 監査室による監査結果を不正防止計画の改善に活用する。</p> <p>④ 不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。</p>

第2 コンプライアンス教育および研究倫理教育を推進するための取組み

[今後講じてゆく施策]

1. コンプライアンス教育および研究倫理教育の確実な実施

考えられる不正行為の発生要因	不正行為防止計画
(1) 研究費の事務処理手続きに関するルールの理解度が低く、誤った解釈で研究費が執行される恐れがある。	<p>①事務処理手続きに関するルールを記載したマニュアル冊子（研究費ハンドブック（新ガイドライン対応版（※2015年8月現在作成中）））を全ての構成員に配付する。また、ホームページによる周知と説明会の開催等により、ルールの周知徹底と理解度の向上を図る。</p> <p>②設置した通報窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等については Q&A集としてとりまとめ、ホームページ等で周知することにより、研究費のより適正な執行を促進する。</p> <p>③公的研究費を獲得した研究者と事務担当者等の構成員を対象とした、公的研究費の使用ルールに関する研修会等を実施する。</p>
(2) コンプライアンス（研究倫理、研究活動および研究費使用の不正行為）に対する構成員の意識が希薄である。	<p>①構成員に対し規範および規程の内容について周知徹底を図り、コンプライアンス等教育の受講を義務化する（<u>毎年1回受講</u>）。また、科研費等説明会を通じてコンプライアンス意識の向上を促す。</p>
(3) 研究費が税金によってまかなわれていることに対する意識が低い。	<p>①公的研究費採択者を含む全ての構成員に研究活動の実施に関する誓約書の提出を求める。</p>
(4) コンプライアンス等教育を受講していても、公的研究費の応募資格があるので、受講する必要はない。	<p>①次の全ての条件を満たした研究者に、公的研究費の応募資格を付与する。</p> <p>ア. 配分機関より公的研究費の応募制限、同執行停止、その他の処分を受けていないこと</p> <p>イ. 本学または過去に所属した研究機関等においてコンプライアンス等教育を受講していること</p> <p>ウ. 研究活動の実施に関する誓約書を提出していること</p>

<p>(5) 研究データの保存期間および方法が不明確なため、調査等に際し研究の正当性を客観的に証明することができない恐れがある。</p>	<p>①研究データの保存期間および方法が次のとおりとなっていることを徹底し、遵守する。</p> <p>ア. 論文等で発表された研究成果の元になった研究データは、当該論文等の発表から<u>10年間</u>保存することを原則とする。</p> <p>イ. ただし、試料や標本などの有体物については、<u>5年間</u>保存することを原則とする。</p> <p>ウ. 各部局のコンプライアンス推進責任者は、研究者の転出等に際して、保存対象となる研究データ等の状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておく。</p>
<p>(6) コンプライアンス等教育の実施体制、教育内容が不明確である。</p>	<p>①コンプライアンス推進責任者の下、当該部局等においてコンプライアンス等教育を実施し、その受講状況および理解度の把握に努める。</p> <p>②日本学術振興会編「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」を全ての構成員に配付し、特に次のア. からオ. を中心に熟読を求める。</p> <p>ア. 責任ある研究活動とは</p> <p>イ. 研究不正行為とは何か</p> <p>ウ. 研究成果の発表</p> <p>エ. 研究費を適切に使用する</p> <p>オ. 科学研究の質の向上に寄与するために</p> <p>③文部科学省「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ」(You Tube MEXT ch) < [参考資料] 参照 > の視聴を求める。</p> <p>④一定期間を経たのち、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」 < [参考資料] 参照 > を用いて、コンプライアンス等教育に対する習熟度を確認する。</p>

第3 不正行為発生時の対応および対応に係る体制整備のための取組み

[今後講じてゆく施策]

1. 不正行為発生時の対応および対応に係る体制の明確化

考えられる不正行為の発生要因	不正行為防止計画
<p>(1) 不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという考えがある。</p>	<p>①不正行為を行った場合は、規程に定める本調査の調査結果に基づき、ホームページ上に不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。また、私的流用など悪質性が高い事案については、必要に応じて法的措置を講じるなど厳正に対応する。</p>
<p>(2) 不正行為が認定された構成員への対応が不明確なため、うやむやに出来るのではないかとの見通しを持つ。</p>	<p>①コンプライアンス等教育を受講した構成員に対し、次の事項を記載した誓約書の提出を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令、学内諸規程の遵守 イ. 不正行為を行わないこと ウ. 不正行為を行った場合は、大学や配分機関による処分および法的責任を負うこと <p>②不正行為が認定された場合は、不正行為に関与した構成員、研究グループ、取引業者等の名、不正行為の内容、および本学が行った措置の内容等を公表する。</p> <p>③不正行為が認定され、配分機関より公的研究費の執行停止または返還命令等の処分が行われた場合は、その処分を速やかに実行する。</p> <p>④不正行為が認定された構成員、研究グループには、規程第44条に基づき適切な処置を行う。</p> <p>⑤悪質性の高い事案については、不正行為が認定された構成員、研究グループ、取引業者等に対し、同上第44条に定める措置のほか、刑事告発、民事訴訟等の法的措置を講ずる。</p>
<p>(3) 不正行為が認定された取引業者への対応が不明確である。</p>	<p>①当該取引業者への対応については、関係部署と協議のうえ、規程化を目指す。</p>

<p>(4) 公的研究費等の執行停止となる要件が不明確なため、私的流用など悪質性の高い事案でない限り、執行停止にはならないだろうとの見通しを持つ。</p>	<p>① 次のいずれかに該当する場合、全ての公的研究費等の執行を停止する。ただし、該当する事項が解消した場合は、執行停止措置を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 配分機関より公的研究費の執行停止処分を受けた場合イ. 不正行為に関与したことが明らかである場合、またはその疑念が生じた場合ウ. コンプライアンス等教育を受講しない場合エ. 研究活動の実施に関する誓約書を提出しない場合
---	---

以 上